

## 串間市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び脱炭素ビジョン策定業務仕様書

## 1 業務の目的

串間市内においてゼロカーボン・再生可能エネルギーの推進のため、現況の分析、各種計画の見直し及び検証、並びに各種意向調査等を踏まえ、脱炭素ロードマップの策定、市域における地球温暖化対策の検討、再生可能エネルギー導入の検討を行い、それらを反映した、実現可能な本市独自の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び脱炭素ビジョンの策定に向けた助言及び提案を行うものとする。

## 2 業務名

串間市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び脱炭素ビジョン策定業務

## 3 委託期間

契約締結の日から令和5年3月24日（金）まで

## 4 委託業務の内容

以下の業務について、「地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト（策定・実施マニュアル・ツール類など）：環境省」や「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業（参考資料）：環境省」等、国の動向を参照し、本仕様書に基づき、「串間市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び脱炭素ビジョン策定業務」に対して高い知見を有した上で、次に掲げる業務を行うものとする。

## (1) 現況分析

国・県の動向を整理したうえで、串間市内における基礎情報の収集及び現状分析を行うこと。あわせてエネルギー消費量・温室効果ガス排出量の算定及び将来推計・再生可能エネルギーのポテンシャル調査を行うこと。

## (2) 各種意向調査

市民及び事業所へのアンケート調査を実施し、市民及び事業所の的確なニーズを把握するとともに、関係者へのヒアリングを行ったうえで、それらを反映した実現可能な本市独自の計画となるよう努めること。

## (3) 脱炭素ロードマップの計画策定

2050年までの温室効果ガスの削減目標の設定を行い、将来ビジョン、脱炭素シナリオを作成し、向こう10年間のゼロカーボンシティ推進に向けたエリア戦略等の計画を策定すること。

- (4) 市域における地球温暖化対策の策定  
地球温暖化対策の取組み方針の設定を行い、その目標達成に向けた施策・事業及び指標を策定すること。
- (5) 事務事業における地球温暖化の見直し  
事務事業における温室効果ガスの削減目標、取組み方針の設定を行い、その目標達成に向けた施策・事業及び指標の見直しを行うこと。
- (6) 再生可能エネルギー導入方針の策定  
再生可能エネルギー導入目標、導入方針の設定を行い、その目標達成に向けた施策・事業及び指標を策定すること。
- (7) 実行計画及び脱炭素ビジョンの作成  
計画の推進体制や進行管理手法の検討を行ったうえで計画書を取りまとめること。
- (8) 事業の推進にあたり検討委員会の開催及び適宜打ち合わせを行うなど、担当者等と綿密に協議しながら進めること。

## 5 中間報告等

本事業の目的を達成するため、方針等の検討にあたっては、適宜担当者等と意見交換を行い、中間報告が必要と担当者等が要求する場合は中間報告等を行うこと。

## 6 資料等の貸与等

本委託業務の遂行上、調査すべき諸事項については、受託者の調査により行うものとするが、既調査資料または文献等、串間市が保有しているもので、業務の遂行上、必要なものは貸与する。

受託者が、資料の貸与を受ける場合は、そのリストを作成し、串間市の承認を受け、貸与された書類は業務完了時に返却するものとする。

## 7 成果物の提出

受託者は、業務完了に際し、次の成果物を委託者に提出すること。

- ・ 計画書（製本、カラー印刷） 50部
- ・ 計画書の概要版（カラー印刷） 300部
- ・ 業務報告書 3部
- ・ 計画書及び計画書の概要版（電子データ） 1式
- ・ 報告書の作成した資料や活動状況の写真等を収容した電子媒体（CD-R等） 1式

## 8 個人情報守秘義務

別添の個人情報取扱特記事項による。

## 9 新型コロナウイルス感染症等蔓延防止対策の徹底

検討委員会等の開催にあたっては、事前に開催の可否等を市と協議することとし、必要な手続きが生じる場合は速やかに行うこと。

検討委員会等の開催当日は、新型コロナウイルス感染症等蔓延防止の観点から、会場における手指の消毒、体温計測、マスク着用、間隔をとった座席の配置などの防止対策を講じるとともに、全体を通じ、密集・密接・密閉を避けた環境で実施すること。

## 10 その他

- (1) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、本業務の進捗状況を適宜報告し、逐次申間市と連絡調整を行う。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合は、直ちに申間市と協議・調整を行うこと。
- (3) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、申間市及び受託者が協議の上定めるものとする。
- (4) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良等が発見された場合は、受託者は速やかに申間市が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (5) 成果品の著作権は申間市に帰属し、成果品の第三者への提供や内容の転載については、申間市の承諾を必要とするものとする。